

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁		
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室・保険企画室	電話番号：03-3506-6000（内線2751）	e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、銀行等及び保険会社本体の業務の範囲については、行い得る業務が限定列举されているが、投資助言業務は含まれていない。一方、金融商品取引法においては、投資助言業務を登録金融機関の業務として認めている。 今回、銀行法等及び保険業法を改正し、銀行等及び保険会社本体に、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務を本体で行うことを認める。</p> <p>【目的及び必要性】 銀行等及び保険会社は、本体で投資に関する情報やノウハウを蓄積しており、顧客に対して投資助言を行うことができる能力を有している。しかしながら、業法の規制により、これらのサービスは、別途設立した子会社を通じてしかできなくなっている。 顧客利便性の向上等の観点から、本体の業務（他業証券業務等）として投資助言業務を追加する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項	銀行法第11条、長期信用銀行法第6条、信用金庫法第53条、第54条、中小企業等協同組合法第9条の8、第9条の9、労働金庫法第58条、第58条の2、農業協同組合法第10条、水産業協同組合法第11条、第87条、第93条、第97条、農林中央金庫法第54条、株式会社商工組合中央金庫法第21条、保険業法第99条	
想定される代替案	投資助言業務を銀行等及び保険会社本体の固有業務と同等の業務と位置付ける。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制の整備に係る費用が発生する。	(本案と同様)	
(行政費用)	銀行等及び保険会社が投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制に対する検査・監督に係る費用が発生する。	(本案と同様)	
(その他の社会的費用)	特になし。	本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」投資助言業務を認めることとしているが、それを超えて投資助言業務を認める代替案においては、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	顧客の資産運用サービスへのアクセスが容易になり、顧客利便性の向上が期待される。	(本案と同様)	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案、代替案のいずれにおいても、同様の便益が得られる。他方、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念が生じ得る。 従って、本改正案を選択することが適当であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）では、以下の通り提言頂いた。「投資助言・代理業は、（中略）顧客の多様な資産運用ニーズに対応するフィービジネスとして、利益相反の防止等に留意しつつ、銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当である。」		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。		
備考			